

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 有害大気汚染物質対策費

この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111(内 2832)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,643 千円（前年度予算額：8,134 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,134	0	0	0	0	0	0	0	8,134
要求額	5,643	0	0	0	0	0	0	0	5,643
決定額	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・大気汚染防止法が改正(H8.5)され、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握が地方公共団体の責務とされた(H9.4.1施行)。
- ・有害大気汚染物質(※)に該当する可能性のある247物質のうち、優先的に取り組む必要のある物質(優先取組物質22物質)が選定されている。
※継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの(大防法第2条第15項)
- ・優先取組物質並びに水銀及びその化合物について、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下、「処理基準」)に基づき、モニタリング調査を実施し、環境基準の適合状況等汚染状況を把握する必要がある。
- ・平成23年に、優先取組物質が22物質から23物質(※1)に見直されたため、平成24年度から測定物質数を、一般環境地点については19物質から21物質(※2)、沿道地点については5物質から6物質に変更した。
※1 平成30年4月1日の改正大気汚染防止法の施行により、水銀等は優先取組物質から除かれることとなったため、現在の優先取組物質は22物質。水銀等については引き続き常時監視を実施する必要があるた

め、測定物質数としては、変更はない。

※2 優先取組物質 23 物質（平成 30 年 4 月以降は 22 物質）のうちダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途モニタリングが行われている。「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」については、「クロム及びその化合物」として測定している。

※1 及び 2 により、本事業で測定する物質数としては、21 物質となる。

- ・優先取組物質並びに水銀及びその化合物のうち、16 物質について、環境基準又は指針値が設定されている。
- ・平成 30 年 3 月 23 日開催の平成 29 年度第 10 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会・平成 29 年度化学物質審議会第 5 回安全対策部会・第 182 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（合同開催）において、エチレンオキシド（酸化エチレン）の有害性評価値が公表されたことから、令和元年度から大垣市内 2 地点で酸化エチレンの測定を開始した。
- ・処理基準では、岐阜県では一般環境測定地点が 4 地点必要であるが、3 地点（県 1 地点、岐阜市 2 地点）と基準を満たしていなかったことから、令和元年度から 1 地点追加し、西濃以外の圏域をローテーションで測定することとした。令和 3 年度は、関市で実施する。

（2）事業内容

- ・大気汚染防止法に基づき、環境省が定めるベンゼン等の「優先取組物質」の大気環境中濃度のモニタリング調査を実施する。

1 調査地点

- ・一般環境 2 地点（大垣市、関市※）
- ・沿道 1 地点（土岐市）
- ・酸化エチレン 2 地点（大垣市）

※未測定圏域をローテーションする

R1 高山市（飛騨圏域）、R2 中津川市（東濃圏域）、
R3 関市（中濃圏域）、R4 岐阜圏域

2 測定項目・頻度等

- ・ベンゼン等 21 物質、ただし、沿道地点は 6 物質、大垣市内の酸化エチレン測定地点は 1 物質
- ・年 12 回（24 時間／回サンプリング）
（環境省「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（H13.5.21）に基づき、年 12 回実施）

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	24	職員連絡調整旅費
需用費	13	光熱水費（電気代）、燃料費
委託料	5,599	サンプリング及び分析業務委託
使用料及び賃借料	7	高速道路使用料
合計	5,643	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・平成30年度有害大気汚染物質モニタリング調査の結果（全国）
（令和元年度公表）

環境基準が設定されている物質について

物質名	測定地点数	環境基準超過地点数
ベンゼン	404	0
トリクロロエチレン	351	0
テトラクロロエチレン	353	0
ジクロロメタン	353	0

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
継続的に摂取される場合に健康影響が問題となる有害大気汚染物質について、国が示す処理基準に基づき、モニタリング調査を実施し、環境基準の適合状況等汚染状況を把握する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
環境基準等達成率 (達成数/環境基準又は指針値 を有する調査実施項目数子※)	(H)	94% (H10)	100% (H27)	100% (R1)	100% (R3)	100%

※14物質に環境基準又は指針値が設定されているが、「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」については、「クロム及びその化合物」として測定するため、指標とする項目数としては13となる。

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
大気汚染防止法に基づき、環境省が定めるベンゼン等の「優先取組物質」の大気環境中濃度のモニタリング調査を実施した。
 - (1) 調査地点
 - ・一般環境 2地点（大垣市、高山市）
 - ・沿道 1地点（土岐市）
 - (2) 測定項目・頻度等
 - ・ベンゼン等21物質、ただし、沿道地点は6物質
 - ・年12回（24時間/回サンプリング）

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
環境基準の達成率は100%である。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	有害大気汚染物質は継続的に摂取される場合には健康影響が問題となる物質であることから長期間の平均的な濃度を把握することが重要であり、モニタリング調査を継続して実施する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	平成12年度以降、環境基準が設定されている項目については環境基準を下回っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	21種類の有害大気汚染物質の測定には、複数の種類の測定機器が必要であることから、機器の新規購入・更新やメンテナンス費用を考慮の上、県が自前で測定機器を備えて測定するのではなく、民間分析機関に委託して実施することにより費用面で効率化を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成25年に環境省が作成したモニタリング地点選定ガイドライン及び改正後の事務処理基準に沿った測定地点の選定が必要となる。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 有害大気汚染物質は継続的に摂取される場合には健康影響が問題となる物質であることから、長期間の平均的な濃度を把握することが重要であり、モニタリング調査を継続して実施する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】
--	-------

